

建物の耐震診断と耐震改修工事に 補助金を交付しています

関東大震災は、1923年9月1日の正午ごろ発生し、10万人以上もの犠牲者が出ました。

『防災の日』は、この関東大震災の教訓を忘れないという願いを込めて、1960年に制定されました。

今年はこれまでに震度5弱の地震が3月と6月に福島県沖で、7月には千葉県北東部で発生しています。

いつどこで起こるかわからない地震に備えるには、今できることをすることが大切です。

大切な家族の命を地震から守るため、ご自宅の耐震性について考えてみませんか？

今回は、市で実施する耐震診断と耐震改修の補助制度のうち、戸建住宅に関してよくあるご質問をまとめてみました。そのほか、ご不明な点等がございましたら、建築課までお気軽にご連絡ください。

問／建築課 内2592～3 ☎463-2585

戸建住宅の申請についてのQ&A

Q1 補助金を申請できる条件は？

A：昭和56年5月31日以前に着工された市内の建物が対象で、その所有者が申請することができます。

Q2 補助金は、いくらもらえるの？

A：・耐震診断は、かかった費用の50%で最大5万円までです。

例：診断費用が10万円だった場合・・・10万円×50%＝5万円

・耐震改修は、かかった費用の20%で最大20万円までです。

例：改修費用が100万円だった場合・・・100万円×20%＝20万円



いっしょにお住まいになられている方の中に、障害のある方または65歳以上の方がいる場合は、補助金が割り増しになります。

・耐震診断は、かかった費用の100%で最大10万円までです。

例：診断費用が10万円だった場合・・・10万円×100%＝10万円

・耐震改修は、かかった費用の100%で最大40万円までです。

例：改修費用が100万円だった場合・・・100万円×100%＝100万円→最大40万円まで

Q3 耐震診断や耐震改修工事の費用は、どれくらいかかるの？

A：費用については、建物の規模や図面の有無など、また実施する業者によっても異なります。

これまでに市が補助金を交付した方の約80%の耐震診断費用が、10万円以下でした。

耐震改修工事では、工事内容がさまざまなのですが、約50%が100万円以下で実施しています。

市に補助申請があった方の費用の平均額を算出してみましたので、下表を参考にしてください。

〈耐震診断〉	件数	診断費用の平均額	〈耐震改修〉	件数	改修工事費用の平均額
	124件	99,996円		76件	1,263,574円

Q4 どこに頼んでいいかわからないのですが？

A：原則として、市内にある建築士事務所や建設業者の方に実施していただく必要があります。

以下の表は、平成20年度以降に市の補助制度で実績がある市内事業者です。耐震診断・耐震改修工事経験が豊富な事業者ですので、直接相談してみてもいいかもしれません。

下記以外にも実績等がある事業者のリストがありますので、市へお問い合わせください。

・耐震補助制度の市内事業者取扱実績（平成20年度以降）

（平成22年7月現在）

事業者名	電話番号	耐震診断 件数	耐震改修工事 件数	事業者名	電話番号	耐震診断 件数	耐震改修工事 件数
(株)光陽	465-1152	23件	15件	(有)獅子倉工務店	461-6823	1件	1件
(有)大路工務店	456-0205	10件	4件	(株)ナチュール	465-9977	1件	1件
増木工業(株)	460-3330	—	5件	(株)鈴木建設	464-3535	1件	1件
五十鈴建設(株)	472-2334	2件	2件	(株)フジサワホーム	475-1200	1件	—
(株)ホームメイド	0120-572-555	3件	1件	Dスペース建築設計事務所	463-7446	1件	—
(有)内田設計	461-4507	1件	1件	大藤工務店		—	1件

Q5 申請時に、用意するものはありますか？

A：申請書以外に、下記のものが必要になります。

- ・建築時期がわかるもの（建築確認通知書など）
 - ・所有者がわかるもの（登記簿謄本、納税通知書の写しなど）
 - ・耐震改修工事の請負契約書の写し（耐震改修補助の場合）
 - ・障害のある方または65歳以上の方が居住している場合は、それを証明するものの写し（免許証等）（※）
- そのほか、診断計画書等、実施する業者の方にご用意していただくものがあります。
- ※補助金の割増となる方のみ（Q2参照）



Q6 補助金をもらうまでの手続きは、どうすればいいの？

A：申請から補助金をお支払いするまでの一般的な流れは次のようになります。

耐震 **診断** の場合

①耐震診断の業者の選定
原則として、市内の建築士事務所（建築士法の資格者）に依頼してください。
※Q4を参考にしてください。

②申請書の提出
※耐震診断を実施する前に提出してください。

③補助金交付予定額通知書の送付
審査後、市から申請者へ郵送します。

④耐震診断の実施

⑤耐震診断の完了報告書の提出

⑥補助金交付確定額通知書の送付
審査後、市から申請者へ郵送します。

⑦補助金のお支払
⑥が到着後、約1か月ほどで、ご指定の口座へお振り込みします。

耐震 **改修** 工事の場合

①耐震改修の施工業者の選定
原則として、市内の建設業者（建設業法規定の業者）に依頼してください。
※Q4を参考にしてください。

②申請書等の提出
※耐震改修を実施する前に提出してください。

③補助金交付予定額通知書の送付
審査後、市から申請者へ郵送します。

④耐震改修工事の実施
※途中、現地で中間検査を行います。

⑤耐震改修工事の完了報告書の提出
※終了後、現地で完了検査を行います。

⑥補助金交付確定額通知書の送付
審査後、市から申請者へ郵送します。

⑦補助金のお支払
⑥が到着後、約1か月ほどで、ご指定の口座へお振り込みします。

住宅に関する相談会を毎月開催しています

（社）埼玉県建築士事務所協会県南支部では、耐震に関する相談や住宅版エコポイント、省エネ住宅のポイントなど、お住まいに関するさまざまな相談を受け付けています。今月は、9月24日（金）です。
建築士などの専門家が親切・丁寧に为您解答しますので、お気軽にご来場ください。

相談日時／毎月第4金曜日 午後2時～4時（祝日を除く）
会場／産業文化センター 3階会議室 費用／無料
問／（社）埼玉県建築士事務所協会県南支部事務局 ☎461-4507

